

施行上特別取扱事項
 本規程案の
 条文は都の
 ものを準用
 した。

第一處理文書番
 第第第第
 号号号号

29. 11 - 1 公布

議 合

案起	昭和 29 年 10 月 27 日	分区裁決	甲
号番收發	第 年 月 日	号 日	
主管課係名	文書係	過經理処	照
主任		答 回 会	
種別	第 種	月 日	月 日
淨寫	合 校	日 日	日 日
保存		日 日	日 日
種別	第 種	日 日	日 日
電話		日 日	日 日

区長



助 役



聖者課長



總務課長



總務係長



文書係長



産業係長



収入役



課長

課長

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程の制定について

既に貸付実施中の都有乳牛については、都乳用牝牛貸付規程によつて、これを執行して

いるが、区有乳牛の貸付については、左安ホにより規程を制定することとりたい。

尚本規程については、「乳用牝牛」を「財産又は常造物」とみなすか否かは、

東京都反喬部局

各例、規程の制定に付するべきが決定せず、都に於いても規程をもつて制定して居るものに準ずることとし、
この旨を決定せしむるにあり、都に於いて各例化した場合は、本区に於いても各例化するものとする。

(案)

板橋区告示第二十一号

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程を次のとおり定める。

昭和三十一年 月 日

29. 11. 7 区 長 名

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程

第一条 区長は酪農業の発達を図るため、この規程の定めるところ

により、区の所有する乳用牝牛を適当と認める者に対し貸付けする。

第二条 乳用牝牛を借り受けようとする者は、確實な保証人二人を

たて様式第一号の乳用牝牛貸付願を区長に提出しなければならぬ。

第三条 乳用牝牛を借り受けた者（以下借受者とゆう）は十日以内

に様式第二号の乳用牝牛借受け誓約書を区長に提出しなければなら

ぬ。

第四条 借受者は借受けた牝牛（以下貸付牛とゆう）を農業災害

補償法による家畜死亡賠償用共済の最高共済金額に加入し十日以内た

様式第三号の家畜共済金請求及び同共済金の受領委任状を区長に提

出しなければならぬ。

第五条 借受者は様式第四号の区有牛手帳を保管して、これに所定

の事項をその都度記載しなければならぬが、十日以内の期に互

第六条 借受者は貸付牛の飼養管理の責に任じ、これに要する費用

を一切負担しなければならぬ。
第七 条 借受者は貸付牛が乳を生産した場合は十日以内に様式第五号の乳用牛生産届を区長に提出しなければならぬ。
前項の生産牛が乳の場合に区長は確認の上借受者に無償でこれを交付する。

第八 条 借受者は貸付牛が乳を生産した場合はその生産牝牛を区に返納しなければならぬ。

前項の生産牛を返納しようとするときは様式第六号乳用牝牛返納願を区長に提出しなければならぬ。

前項の牝牛は生後三ヶ月以上のものとし乳用牛として健全で発育良好のものでなければならぬ。

第九 条 借受者が前条の乳用牝牛の返納を完了した時は、区長は借受者に対し貸付牛を無償で交付する。

第十 条 貸付牛の引取及び返納は区長の指示に従うものとし、これに要する費用は借受者の負担とする。

第十一条 借受者は区長の許可を受けなければ貸付牛を売却、譲渡又は転貸 することができない。

第十二条 区長は貸付牛につき必要があると認めたときは、借受者に 対し必要を報告を徴し又は調査を行うことができる。

第十三条 貸付牛が生産力を失い又は疾病その他により乳用牛としての 価値を失つたときは借受者の願出により区長はこれを払下げること ができる。

第十四条 貸付牛に失踪、盗難、へい死、その他重大な事故があつた ときは借受者は十日以内に様式第七号の貸付牛事故届にこれを証明 する書類を添え区長に提出しをせねばならない。

第十五条 貸付牛の失踪、盗難、へい死、その他重大な事故に因り借 受者が区に對し損害を与えたとき又は第十三条の規定により払下げ するときは区長は時価による貸付牛の評価額を借受者から納付せし めるものとする。但し、天災その他やむを得ない事故によるものと 認められるときはこの限りではない。

- 第十六条 借受者がこの規程に違反し又は故意により貸付牛に損害を
与えたときは、区は損害賠償を請求することができる。
- 第十七条 左の各号の一に該当するときは、区長は借受者に対し貸付
牛の返納を命じることができ、
- 一、借受者がこの規程に従わなるとき。
 - 二、貸付牛に対する借受者の飼養管理の状況を不相当と認めるとき。
 - 三、その他貸付の継続を不相当と認めるとき。
- 第十八条 前条により返納を命ぜられた場合において、借受者はこれ
により生じた損害の賠償を請求することができない。
- 第十九条 区有牛の貸付に伴う事業の円滑なる運営をけかるため、
畜産区に乳牛貸付運営協議会を設けることができる。
- 第二十条 区長はこの規定に定めるものの外必要を規定を定めること
ができる。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

但し、現に貸付中のものについては、この規程に基づいて貸付し且もつとみなす。

板橋区告示才二十一号

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程を次のとおり定める。

昭和二十九年十一月一日

板橋区長 渋谷常三郎

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程

- 才一条 区長は酪農業の発達を凶るため、この規程の定めるところにより、区の所有する乳用牝牛を適当と認める者に対し貸付けする。
- 才二条 乳用牝牛を借り受けようとする者は、確實な保証人二人をたて様式才一号の乳用牝牛貸付願を区長に提出しなければならぬ。
- 才三条 乳用牝牛を借り受けた者（以下借受者とゆう）は十日以内に様式才二号の乳用牝牛借受け誓約書を区長に提出しなければならぬ。

才四条 借受者は借受けた牝牛（以下貸付牛とゆう）を農業災害補償法による家畜死亡雇用共済の最高共済金額に加入し十日以内に様

式才三号の家畜共済金請求及び同共済金の受領委任状を区長に提出しなければならぬ。

才五条 借受者は様式才四号の区有牛手帳を保管して、これに所定の事項をその都度記載しなければならない。

才六条 借受者は貸付牛の飼養管理の責に任じ、これに要する費用を一切負担しなければならない。

七条 借受者は貸付牛が乳を生産した場合に十日以内に様式才五号の乳用牛生産届を区長に提出しなければならない。

前項の生産牛が牡の場合は区長は確認の上借受者に無償でこれを交付する。

才八条 借受者は貸付牛が乳を生産した場合はその生産牝牛を区に返納しなければならない。

前項の生産牛を返納しようとするときは様式才六号乳用牝牛返納願を区長に提出しなければならない。

前項の牝牛は生後三ヶ月以上のものとし乳用牛として健全で發育良好のものでなければならぬ。

才九条 借受者が前条の乳用牝牛の返納を完了した時は、区長は借受者に対し貸付牛を無償で交付する。

才十条 貸付牛の引取及び返納は区長の指示に従うものとし、これに要する費用は借受者の負担とする。

才十一条 借受者は区長の許可を受けなければ貸付牛を売却、譲渡又は転貸することができない。

才十二条 区長は貸付牛につき必要があると認めたときは、借受者に対し必要を報告を徴し又は調査を行うことができる。

才十三条 貸付牛が生産力を失い又は疾病その他により乳用牛としての価値を失つたときは借受者の願出により区長はこれを払下げることができる。

才十四条 貸付牛に失踪、盗難、へい死、その他重大な事故があつたときは借受者は十日以内に様式才七号の貸付牛事故届にこれを証明

する書類を添え区長に提出しなければならぬ。

才十五条 貸付牛の失踪、盗難、へい死、その他重大な事故に因り借受者が区に対し損害を与えたとき又は才十三条の規定により払下げするときは区長は時価による貸付牛の評価額を借受者から納付せしめるものとする。但し、天災その他やむを得ない事故によるものと認められるときは、この限りではない。

才十六条 借受者がこの規程に違反し又は故意により貸付牛に損害を与えたときは、区は損害賠償を請求することができる。

才十七条 左の各号の一に該当するときは、区長は借受者に対し貸付牛の返納を命じることができる。

- 一、借受者がこの規程に従わないとき。
- 二、貸付牛に対する借受者の飼養管理の状況を不適當と認めるとき。
- 三、その他貸付の継続を不適當と認めるとき。

才十八条 前条により返納を命ぜられた場合において、借受者はこれにより生じた損害の賠償を請求することができる。

才十九条 区有牛の貸付に伴う事業の円滑なる運営をはかるため、乳牛貸付運営協議会を設けることができる。

才二十条 区長はこの規定に定めるものの外必要な規定を定めることができる。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

但し、現に貸付中のものについては、この規程に基づいて貸付したものとみなす。

(板橋区)

合議

板橋区告示第四十二号

東京都板橋区役所回議用紙甲(第七号の二様式)

取扱上特別取扱事項	一括処理文書番号
廃止予定 37. 10. 31	第 第 第 第 第
7部	号 号 号 号 号

起案 昭和三十七年十月十七日	保存 第 種(永年)	決裁区分 甲	
	施行 昭和三十七年十月二十日	收発番号 昭和 年 月 日	
主管 総務課 文書係	氏名 山崎 明	処理経過	
		決裁 昭和三十七年十月十五日	回答 昭和 年 月 日
		照合 昭和 年 月 日	発送 昭和 年 月 日
		公印	照合
		浄書	照合

区 長

助 役

収入役

支 所 長

支 所

厚生経済課長

総務課長

文書係長

産業係長

総務係長

区乳用牝牛貸付規程の廃止について

昭和二十七年より実施して、七略農経営奨励事業の一環である乳牛の貸付は、環境衛生の面及び借受希望者の減少等諸般の事情等より考慮するに、

東京都板橋区役所

東事業存続を不適當と考へらるゝので、左案により東京都板橋区乳用牝牛貸付規程の廢止をこたへ。

案

東京都板橋区告示第四百一十一号

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程を廢止する規程を次のように定める。

年 十 月 三十一 日

区 長 名

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程を廢止する規程

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程（昭和三十九年十一月東京都板橋区告示第二百一十一号）は、廢止する。



東京都板橋区告示第四十二号

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程を廃止する規程を次のように定める。

昭和三十七年十月三十一日

東京都板橋区長 村 田 哲 雄

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程を廃止する規程

東京都板橋区乳用牝牛貸付規程（昭和二十九年十一月東京都板橋区告示第二十一号）は、廃止する。